

特集Ⅱ

改革で変わる 国民健康保険

【その3】国民健康保険税のしくみ

第3回目の今回は、長万部町の国民健康保険の税率や軽減等について、簡単に説明させていただきます。

国民健康保険税は、医療分・支援分・介護分の3項目からなり、その合計で計算されます。税率は下図のとおりです。

	所得割額 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (円)
医 療 分	11.5	27,800	27,500	500,000
支 援 分	3.75	8,500	8,300	150,000
介 護 分	1.5	6,400	6,000	130,000

※医療分とは……医療費に充てる分（加入者全員が負担対象となります。）

※支援分とは……後期高齢者医療制度加入の方の医療費に充てる分（加入者全員が負担対象となります。）

※介護分とは……介護費に充てる分（40歳～64歳の方が負担対象となります。）

所得割額～前年の所得金額に応じて計算します。均等割額～各世帯の加入者数に応じて計算します。

平等割額～1世帯ごとにかかります。限度額～医療分・支援分・介護分それぞれの賦課限度額をいいます。

所得の少ない方に対しては、次のような軽減を行っています。

《所得の少ない方に対する軽減》

所得の少ない世帯の税負担を軽くするため、国民健康保険税の納税義務者とその世帯に属する被保険者の合計所得額が次の金額以下の場合、「均等割額」と「平等割額」を次の割合で減額しています。

◎7割軽減……33万円以下 ◎5割軽減……(26.5万円×被保険者数)+33万円

◎2割軽減……(48万円×被保険者数)+33万円 となっています。

国では平成30年度を目処に、国民健康保険（国保）を都道府県に移管し、医療費を抑制した自治体に交付金を支給することを決めています。

健康診断や特定健診を受診し、病気の早期発見につなげていくことが重要になってきます。

また、第1回目（その1）でもお知らせしましたが、国保税の限度額についても、国の基準より11万円下回っていますので、国の基準に改め、健全運営を図っていかねばなりません。

これまで、特集で3回にわたり国民健康保険(税)についてお知らせしました。

今後とも、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

お 問 い 合 わ せ 先

国民健康保険の資格や医療費について

町民課戸籍医療年金係

☎ 2-2453

国民健康保険税について

税務課税務係

☎ 2-2452

毒蛾(ドクガ)にご注意!!



写真は雌です（黄色・黄金色で2～3センチ）雄はやや小型です。
昼間は葉の裏などに忍び夜、街灯などに飛来します。

●対策について

成虫も毒針毛を持っていますので、触れたまたは近づいた場合には、露出していた首や腕などに石鹸の泡を付けて流水でやさしく流しましょう。かぶれ等については自己判断せず、長万部町24時間健康ダイヤル0120-558-048で相談するか、病院での受診をお勧めします。

●駆除について

屋外での駆除は現実的には意味がないものと考えてください。また、家の中で殺虫スプレーを使うと、苦しんで飛び回り、毒針毛の飛散が多くなる恐れもあるので、水で濡らした紙などで捕獲して処分しましょう。